

1月メール配信 HEADLINE お役立ち情報

リンクをクリックすると詳しい情報を参照できます

小型家電リサイクル法に基づく再資源化事業計画を認定しました。

(経産省) 1/22 配信

<http://www.meti.go.jp/press/2013/01/2014012302/20140123002.html>

小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業

市町村提案型及び再資源化事業者提案型)の公募について(環境省) 1/21 配信

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17630>

機械受注統計調査報告(平成 25 年 11 月実績)が公表されました。(内閣府) 1/17 配信

<http://www.esri.cao.go.jp/jp/stat/juchu/juchu.html>

気候変動に関する最新の科学的知見とその総合的な対策について～IPCC 横浜総会に向けて～の開催について(環境省) 1/17 配信

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17602>

電気事業法施行令の一部を改正する政令案に対する意見募集につ

いて(経済産業省) 1/8 配信

http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASS_NAME=PCMMSTDETAIL&id=620113029&Mode=0

廃棄物等の不法輸出入監視に係る取組強化の結果について

(環境省) 1/8 配信

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17562>

自動車補修用リサイクル部品の規格策定に関する研究会(第1回)(経済産業省) 1/8 配信

<https://www.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/6001>

賛助会員のご紹介



当社は昭和 28 年創業以来、皆様の温かいご指導と格別のお引き立てにより、60 周年を迎えることとなりました。今後も地球をさらに美しい惑星にするために私たちは最新のテクノロジーを駆使した再利用プラントの機械を提案し続けます。

RPF 製造プラント ユニットプラント/日量 5t未満のコンパクトな RPF 製造プラント



破砕機 磁力選別機 定量供給機/成形機

バリオセパレーター(MVSRシリーズ)/3種選別機



RPF 製造プラントの前処理選別

傾斜した振動エレメントにより軽量物・細粒物・重量物を効率よく選別します。また、簡易な機械調整により、お客様のニーズに沿った材料の選別が可能です。

弊社テスト工場には各種の機械を揃えています。ご計画にあたっては、ぜひご利用ください。

お問合せ：株式会社 御池鐵工所

<http://www.miike.co.jp/>

工業会 活動報告

「容リ法制度見直し」を検討する政府審議会：ケミカル手法のプレゼンテーション報告

政府は「容器リサイクル法制度」の見直し検討を専門的な調査・審議を行い進めるという観点から9月19日より審議会を進めてきました。今月の会報では再商品化ケミカル手法（日本鉄鋼連盟、昭和電工株式会社）のプレゼンテーションに関して報告いたします。

日本鉄鋼連盟のプレゼンテーションは以下の論旨で構成されていました。

1. 循環型社会形成推進基本法の「再生利用の定義」から、マテリアルとケミカルは同等の再商品化手法であり、材料リサイクルが優先されるということは法の根拠にない。
2. 容器包装プラスチックの組成を化学的に示し、容リ対象物がコークス同様に酸化還元剤として利用できること、利用していること、そして、利用している分が輸入原料炭の代替をしているとし、化石燃料使用削減によるCO₂削減にもケミカル手法はマテリアル手法に勝って貢献している。
3. 落札価格はマテリアルより常に低く、再生利用の経済的優位性がある。
4. ケミカル手法では複層構造のフィルムなどを選別することなしに利用でき、また、多少の残渣付着物でも利用できることで、マテリアル再商品化に比較し再商品化残渣も少なく（収率90%以上）、消費者の分別努力が報われる。
5. 容リ対象物がケミカル手法では副次的に熱利用されているが、発電効率40%で熱源利用されており、熱源利用としても他の手法に勝る。
6. 処理希望量は現行の67万トンに対し100万トンであり、容リ入札対象物の全体量を増やすことを容リ協に提案する。その方法として、自治体の分別負担の軽減にもなる自治体での過度の分別基準の緩和見直しと、さらには容リ以外のプラスチックの混合収集を提案する。

これに対し、委員からは以下のような質問、意見が出されました。

1. 分別に手間をかけている消費者には“リサイクル”としてケミカル手法は理解されていない。プラスチックに戻ると理解して分別している消費者の努力を無にしてしまう。（経済合理性ではなく、多分に主観に基づく反論）

2. ケミカル手法は結局は燃料にされているようなもので、自治体の手間が報われない。それならば、分別することなしに自治体で熱利用した方が良いのではないかと（容リ制度の根本にまで及ぶ言及だが、主観的反論の域にとどまる）

3. ケミカル処理はコストがかかっているのか？原料炭を使用しない分、鉄の製造コストが下がっているのではないかと？落札価格がこのところ若干でも上昇傾向だが理解しがたい。（ケミカル手法は容リ制度の精神からしてインチキくさいという主観的反論）

昭和電工株式会社からは容リ落札対象物からアンモニア製造の原料となる水素を取り出す手法が化学的に説明され、複合プラスチックフィルム無素材を利用できる、収率などの観点からもマテリアルに勝る手法であり、鉄鋼連盟同様にマテリアルのケミカルに対する優位性の見直しについて要望されました。同社は川崎市に拠点を置くことから、自治体が再商品化手法または事業者を選び、自治体が優先枠を与えることも消費者、自治体の意見が反映されて望ましいのではないかと提言しました。

審議会に参加されている委員のケミカル手法プレゼンテーションに対する発言を聞くに、総じて、マテリアル再商品化手法に賛意・親近感をもっている方が多いように感じました。しかしながら、日本鉄鋼連盟の論旨立ては理論的で説得力のあるもので、委員からの質問は主観的な反論に過ぎない面もあるように感じました。容リ対象物のRPF化の利点とケミカル手法の利点は残差が少ない、自治体での分別制度が緩和できるなどの点で共通するところがあり、消費者、関係者にケミカル手法に対してRPF化の優位性をどのように示すかが課題となるように思われます。また、ケミカルは落札価格が上がっていることに対して、ケミカル側からは設備投資などの減価償却費が上がっていることが初期の審議会で説明されていましたが、コスト的に競争となる処理方法が存在しないことによる独占的な価格支配が弊害を生んでいるので、この独占を破る存在としてのRPF手法が意味を持つのではないかと考えました。

JIS化された工業製品固形燃料としての産業界への経済的・環境的貢献、既存の再商品化手法に比ベトータルコストが低く、再商品の社会的価値も高い再商品化手法としてのRPF手法を具体的に理論づけていく必要があります。マテリアル再商品化手法とケミカル再商品化手法が激しくせめぎあう中で、いかにRPF手法を支持する方々の声をまとめていくかが今後の課題となります。（瀬田 英博）